

令和 4 年度の環境モニタリング計画の概要

1 測定項目

法令により測定の義務がある物質及び処分場の特性を表す物質を重点とし、各種基準項目、検出状況、浸出水処理に関する物質及び周辺住民が不安を抱く物質を選択する。

2 令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月の測定結果の概要

- (1) 放流水、地下水、廃棄物、大気、底質及び土壌で基準が設定されている項目は基準値以下、又は基準の範囲内である。
- (2) 観測井 1 の塩化物イオンは平成 14 年 4 月以前の濃度まで低下し、推移している。
- (3) 検出項目及び数値に例年と大きな変動はなく、新たに検出された項目はない。

3 令和 2 年 10 月以降の環境保全に関する国の動き

令和 4 年 4 月 1 日より、六価クロムについての環境基準が 0.05mg/L から 0.02mg/L に変更される。

4 令和 4 年度環境モニタリング計画の特記事項

- (1) 測定結果に生活環境上の問題がないので、基本的な環境モニタリング計画は変更しない。
- (2) 表土の輪番項目の測定地点を地点 B(19) から地点 C(20) に変更する。
- (3) 臨時測定箇所を南東湧水から付替水路へ変更する。

5 測定頻度

法定測定頻度、愛岐処分場の特性、物質の毒性等を元に基準測定回数を定め、検出項目については、毒性、検出濃度レベル等により測定回数を増加させ、10 年間環境基準値以下の場合には基本測定回数に戻す。

観測井 1 で塩化物イオンが高い値で検出される間は、観測井 1 の年 1 回測定の地下水等検査項目、ダイオキシン類等は年 2 回測定とし、年 4 回測定の全窒素、アンモニア性窒素、硝酸・亜硝酸性窒素については観測井 1、観測井 2 共に月 1 回測定とする。

6 測定地点

- (1) 水質測定
 - ア 浸出水（測定地点番号 11）
 - イ 放流水（測定地点番号 9（法定の測定地点））
 - ウ 地下水（測定地点番号 1（法定の測定地点）、2（法定の測定地点）、3、4）
 - エ 沢水（測定地点番号 5、7、8、30）
 - オ 河川（測定地点番号 39、40）
- (2) 底質（測定地点番号 14（溶出試験）、15（溶出・含有量試験）、31（溶出試験））
- (3) 土壌（測定地点番号 19、20、21（溶出・含有量試験））
- (4) 臭気（測定地点番号 28、29）
- (5) 大気（測定地点番号 41、42-1、42-2、42-3）
- (6) 廃棄物（測定地点番号 12）
- (7) 臨時調査地点

7 地点数及び項目数

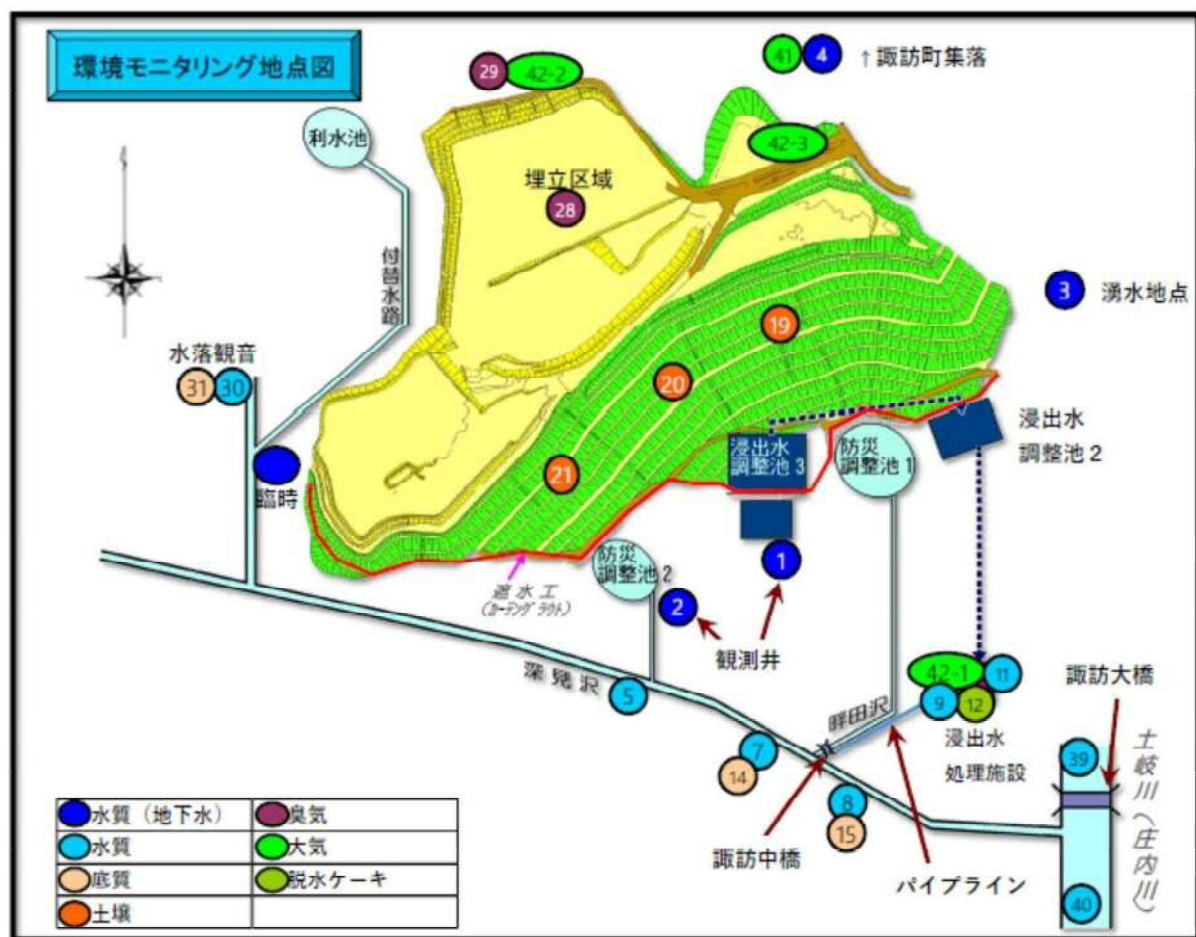
地点数は水質 13、底質 3、土壌 3、廃棄物（脱水ケーキ）1、臭気 2、大気 4 の計 26 地点で、このうち測定義務地点は放流水、観測井 1 及び観測井 2 の 3 地点である。

測定項目数は、水質 1679、底質 46、土壌 41、廃棄物（脱水ケーキ）24、臭気 46、大気 14 の計 1850 項目である。

8 測定時期

年 12 回の測定は毎月、3 ヶ月に 1 回の測定は 5 月、8 月、11 月、2 月に、水質の年 2 回の測定は 5 月、11 月に、水質、底質、土壌、廃棄物の年 1 回の測定は 5 月に、臭気は夏季に、大気の年 2 回測定は夏季・冬季に、諏訪町に係る測定は夏季に、アスベストは冬季に実施を原則とする。

測定計画の表を 2 枚添付する。



令和4年度環境モニタリング実施計画表(水質)

検査項目	法令で定められた測定回数	放流水	浸出水
		9 処理施設 出口	11 処理施設 入口
生活環境項目	水素イオン濃度	12	12
	生物化学的酸素要求量	12	12
	化学的酸素要求量	—	12
	浮遊物質	12	12
	大腸菌群数	1	12
	ノルマルヘキサン抽出物質	1	1
	フェノール類	1	4
	銅	1	4
	亜鉛	1	12
	溶解性鉄	1	12
	溶解性マンガン	1	12
	クロム	1	4
	全窒素	12	12
	全燐	1	4
	溶存酸素	—	—
	塩化物イオン	—	12
	電気伝導率	—	12
	カルシウム	—	4
健康項目(有害物質)	カドミウム	1	4
	シアン	1	4
	有機燐	1	1
	鉛	1	4
	六価クロム	1	4
	砒素	1	12
	総水銀	1	4
	アルキル水銀	1	※
	ポリ塩化ビフェニル	1	1
	トリクロロエチレン	1	1
	テトラクロロエチレン	1	1
	ジクロロメタン	1	1
	四塩化炭素	1	1
	1,2-ジクロロエタン	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1
	1,2-ジクロロエチレン	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	1	1
	チウラム	1	1
	シマジン	1	1
	チオベンカルブ	1	1
	ベンゼン	1	1
	セレン	1	1
	硼素	1	4
	弗素	1	4
	硝酸・亜硝酸性窒素	1	12
	アンモニア性窒素	1	12
	クロロエチレン	—	—
	1,4-ジオキサン	1	1
	ダイオキシン類	1	—
監視項目	ニッケル	—	1
	フタル酸ジエチルヘキシル	—	1
	ダイアジノン	—	1
一般性状項目(水温、外観、臭気等)		—	13

検査項目	法令で定められた測定回数	地下水				沢水				地下水	河川水	
		1	2	3	4	5	7	8	30	臨時	39	40
		観測井1	観測井2	湧水地点	諏訪町集落内井戸	上流	深見沢 諏訪中橋上	諏訪中橋下	水落観音	付替水路	庄内川(土岐川) 諏訪大橋上流	諏訪大橋下流
生活環境項目	1 水素イオン濃度	—	連続・2	連続・1	12	4	12	12	13	12	1	1
	2 生物化学的酸素要求量	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1
	3 化学的酸素要求量	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1
	4 浮遊物質	—	6	5	4	4	4	4	13	4	1	1
	5 大腸菌群数	—	1	1	1	1	4	4	12	4	1	1
	6 ノルマルヘキサン抽出物質	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	7 フェノール類	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	8 銅	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	9 亜鉛	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	10 溶解性鉄	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	11 溶解性マンガン	—	4	4	4	4	4	12	4	1	1	1
	12 クロム	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	13 全窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	12	4	1	1	1
	14 全燐	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	15 溶存酸素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	16 塩化物イオン	12	12	12	12	4	12	12	12	12	1	1
	17 電気伝導率	12	連続・12	連続・12	4	4	12	12	12	12	1	1
	18 カルシウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康項目(有害物質)	1 カドミウム	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1
	2 シアン	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1
	3 有機燐	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	4 鉛	1	4	12	4	4	12	4	4	1	1	1
	5 六価クロム	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1
	6 砒素	1	12	4	4	4	4	4	4	1	1	1
	7 総水銀	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1
	8 アルキル水銀	1	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	9 ポリ塩化ビフェニル	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	10 トリクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	11 テトラクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	12 ジクロロメタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	13 四塩化炭素	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	14 1,2-ジクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	15 1,1-ジクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	1	1	1	1	—	1	1
	17 1,2-ジクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	—	—	—	—	—	—
	18 1,1,1-トリクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	19 1,1,2-トリクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	20 1,3-ジクロロプロペン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	21 チウラム	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	22 シマジン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	23 チオベンカルブ	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	24 ベンゼン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	25 セレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	26 硼素	—	1→2	1	1	1	4	4	4	1	1	1
	27 弗素	—	1→2	1	1	1	4	4	4	1	1	1
	28 硝酸・亜硝酸性窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	12	4	1	1	1
	29 アンモニア性窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	12	4	1	1	1
	30 クロロエチレン	1	1→2	1	1	1	—	—	—	—	—	—
	31 1,4-ジオキサン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	32 ダイオキシン類	1	1→2	1	—	—	—	1	—	—	—	—
監視項目	1 ニッケル	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	2 フタル酸ジエチルヘキシル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3 ダイアジノン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般性状(水温、外観、臭気等)		—	14	13	12	4	12	12	13	12	1	1

(注1)検査項目欄の網かけは、網かけの箇所での法定測定項目を示す。(注2)総水銀が検出されたときはアルキル水銀を測定する。(注3)表の数字は年間の測定回数を示し、前年度から変更した箇所は赤字で示す。

(注4)青字斜体は、観測井1の塩化物イオンにより測定回数を増加させた項目。

令和4年度環境モニタリング実施計画表(脱水ケーキ、底質、土壌、臭気、大気)

検査項目			廃棄物	底質			土壌			臭気						
			12	14	15	31	19	20	21	検査項目			28	29		
			脱水ケーキ (処理施設)	深見沢		水落観音	地点B	地点C	地点D				埋立作業 直近	風下敷地 境界		
溶出試験	1	鉛	1	1	1	1	1→-	-→1	-	1	アンモニア			1	1	
	2	ひ素	1	1	1	1	1→-	-→1	-	2	メチルメルカプタン			1	1	
	3	カドミウム	1	1	1	1	1→-	-→1	-	3	硫化水素			1	1	
	4	シアン	1	1	1	1	1→-	-→1	-	4	硫化メチル			1	1	
	5	六価クロム	1	1	1	1	1→-	-→1	-	5	二硫化メチル			1	1	
	6	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	6	トリメチルアミン			1	1	
	7	アルキル水銀	※	※	※	※	※	※	※	7	アセトアルデヒド			1	1	
	8	トリクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	8	プロピオンアルデヒド			1	1	
	9	テトラクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	9	ノルマルブチルアルデヒド			1	1	
	10	四塩化炭素	1	-	1	-	1→-	-→1	-	10	イソブチルアルデヒド			1	1	
	11	有機燐	1	-	1	-	1→-	-→1	-	11	ノルマルバレルアルデヒド			1	1	
	12	PCB	1	-	1	-	1→-	-→1	-	12	イソバレルアルデヒド			1	1	
	13	ジクロロメタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	13	イソブタノール			1	1	
	14	1,2-ジクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	14	酢酸エチル			1	1	
	15	1,1-ジクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	15	メチルイソブチルケトン			1	1	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	-	-	-	-	-	-	16	トルエン			1	1	
	17	1, 2-ジクロロエチレン	-	-	1	-	1→-	-→1	-	17	スチレン			1	1	
	18	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	18	キシレン			1	1	
	19	1,1,2-トリクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	19	プロピオン酸			1	1	
	20	1,3-ジクロロプロペン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	20	ノルマル酪酸			1	1	
	21	チウラム	1	-	1	-	1→-	-→1	-	21	ノルマル吉草酸			1	1	
	22	シマジン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	22	イソ吉草酸			1	1	
	23	チオベンカルブ	1	-	1	-	1→-	-→1	-	23	臭気指数(10×LogM) (M=臭気濃度)			1	1	
	24	ベンゼン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	大気						
	25	セレン	1	1	1	1	1→-	-→1	-							
	26	硼素	-	1	1	1	1→-	-→1	-							
	27	弗素	-	1	1	1	1→-	-→1	-							
	28	クロロエチレン	-	-	1	-	1→-	-→1	-	検査項目			41	42-1	42-2	42-3
	29	1,4-ジオキサン	1	-	1	-	1→-	-→1	-				諏訪町 集落内	埋立地 境界	埋立地 境界	埋立地 境界
含有量試験	1	鉛	-	-	-	-	1→-	-→1	-	1	ダイオキシン類	1	2	2	-	
	2	ひ素	-	-	-	-	1→-	-→1	-	2	総粉じん	1	2	2	-	
	3	カドミウム	-	-	-	-	1→-	-→1	-	3	浮遊粒子状物質	1	-	-	-	
	4	シアン	-	-	-	-	1→-	-→1	-	4	アスベスト(冬季)	-	1	1	1	
	5	総水銀	-	-	-	-	1	1	1	1 当該調査は法令や条例等の測定義務はない。 2 表の数字は年間の測定回数を示し、前年度から変更した箇所は赤字で示す。 3 総水銀が検出された場合アルキル水銀を測定する。						
	6	六価クロム	-	-	-	-	1→-	-→1	-							
	7	弗素	-	-	-	-	1→-	-→1	-							
	8	硼素	-	-	-	-	1→-	-→1	-							
	9	セレン	-	-	-	-	1→-	-→1	-							
	10	ダイオキシン類	-	-	1	-	1→-	-→1	-							
一般性状(含水率,強熱減量,水素イオン濃度,酸化還元電位,泥温,臭気)			-	1	1	1	-	-	-							